

## 軽自動車税の税率変更およびグリーン化特例

### 平成28年度の税率

平成26・27年度地方税の改正にて軽自動車税が見直されたことにより、平成28年4月1日から税率が変更されます。

原動機付自転車および二輪車等と平成27年4月1日以降に新車購入された三・四輪車には新税率が適用され、初度検査年月が平成15年1月1日から平成27年3月31日までに登録された三・四輪車の税率は、据え置きとなります。

また、グリーン化を進める観点から、初度検査年月から13年を経過した三・四輪車については、重課税率を適用します。

平成28年度においては、初度検査年月が平成14年12月以前の車両が対象になります。

### グリーン化特例

初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの三・四輪車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例が平成28年度のみ適用されます。

なお、初度検査年月は自動車検査証をご覧ください。

併せて、税率の一覧表もご覧ください。

市民税課 ☎ 22-2209

自動車検査証

※ここに記載されている「年月」をご確認ください。

車体番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状
車体番号	年月日	年月日			
車体番号	車体定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ
		kg	kg	kg	cm
車名	型式	原動機の形式	燃料の種類	前軸重	後軸重
				kg	kg
使用者	氏名又は名称	住所			
所有者	氏名又は名称	住所			
使用の本拠の位置	有効期間の満了する日				
	平成 年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

◎グリーン化特例の達成状況は、こちらに記載されています。

平成28年度 軽自動車税 税率一覧表

車種区分	初 度 検 査 年 月							
	平成27年4月1日以降					平成15年1月1日 ～平成27年3月31日	13年以上経過 (平成14年12月以前) 【注2】	
	標準税率	グリーン化特例(軽課税率)【注1】			据置税率	重課税率		
75%軽減【①】		50%軽減【②】	25%軽減【③】					
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,250円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円						
	その他のもの	5,900円						
原付	50cc以下	2,000円						
	50cc超90cc以下	2,000円						
	90cc超125cc以下	2,400円						
	ミニカー	3,700円						
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円						
小型二輪車(250cc超)		6,000円						

【注1】  
①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)  
②乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+35%達成車  
③乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車  
※②・③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです。  
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【注2】  
自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないため、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月とします。(特例)  
なお、新年度を迎えるごとに重課税の適用範囲は拡大します。  
・「平成29年度」では、平成15年1月～平成16年3月以前  
・「平成30年度」では、平成16年4月～平成17年3月以前となります。

## 消費生活センターからのお知らせ

### 金地金の分割前払い取引にご注意を

社債やファンドなどの投資詐欺被害は減少傾向にありますが、訪問販売や電話勧誘による金地金の購入契約に関する相談が多発しています。「金を買っておくといい」「純金積み立てのようなもの」と安全で確実な取引であることを強調して契約させます。

1 kg 90万円と説明され、そのくらの金額ならと申し込むと、後日渡される契約書には頭金90万円、残金は5年から30年の分割払いとなっているのです。グラムあたりの購入価格は業者が決め、代金を全額支払わないと現物は渡されません。

中途解約を申し出ると、業者が決めた購入価格と解約時の市場価格を参考に業者が損益計算し、さらに高額な手数料や管理料などが引かれるので、よほど値上がりしないと戻ってくるお金は大幅に減ってしまうのです。このような取引は大変危険です。契約するつもりがなければ、勧誘はハッキリと断りましょう。

また、これまで商品(砂糖、大豆、コーヒー、原油等)先物取引のルールでは要請しない人への勧誘は禁止されていましたが、6月1日からルールが緩和され、年収800万円以上、または資産が2000万円以上ある65歳未満の人への勧誘が解禁されました。取引の仕組みやリスクの大きさが理解できないときは勧誘や契約を断りましょう。

### 岡秩父市消費生活センター ☎ 25-5200

毎週月・金曜日(祝祭日はお休み)

午前9時～正午、午後1時～4時